

# 令和 7 年度養殖情報管理の D X 化及び情報を用いた飼育管理の高度化業務委託 仕様書

## 1 業務委託名

令和 7 年度養殖情報管理の D X 化及び情報を用いた飼育管理の高度化業務委託

## 2 目的

佐賀県玄海地区の養殖業は資材、船舶用燃料、養殖用餌料、人件費等の経営コストの増大、販売価格の低迷により、厳しい経営状況にある。

さらに、近年の夏期の猛暑に伴う養殖漁場の高水温による養殖魚介類の成長障害等の代謝異常もしくはへい死の発生等、養殖魚介類の飼育管理においてこれまでの経験則が通用しない状況になってきている。

このような状況の中、佐賀県玄海水産振興センター（以下「県」）では、養殖業の経営状況の分析の高度化により、養殖業の経営改善方策を検討することを目的とし、養殖情報管理の D X 化及び情報を用いた飼育管理の高度化業務を委託する。

## 3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日(火)までとする。

## 4 委託業務の内容

### (1) 概要

県が選定するモデルとなる養殖業者（以下「養殖業者」）2 名について、養殖管理ソフト（以下「ソフト」）により、飼育管理・経営管理情報を集約する。受託業者は、ソフトの手配、県および養殖業者に対するソフトの使用方法的指導、県内漁業者に対する報告会の実施を行う。

### (2) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日(火)まで。

### (3) 業務打ち合わせ

- ・打ち合わせの回数は合計 2 回とする
- ・(1 回目) ソフトへの登録内容について、県と業務打ち合わせを実施する。打ち合わせ場所は佐賀県唐津市周辺とする。
- ・(2 回目) 業務実績報告を実施する。

### (4) 養殖業者の飼育管理・経営管理情報の集約

- ・佐賀県玄海地区養殖業者のうち、県が指定する養殖業者 2 名（魚類養殖 2 名）に対して、受託者が手配するソフトにより、飼育管理・経営管理情報を集約する。
- ・ソフトの使用期間は、『令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日』とする。
- ・養殖業者の規模は以下のとおりである。
  - 魚類養殖 3 魚種（トラフグ、マダイ、マサバ） 筏数 22 基
  - 魚類養殖 4 魚種（マダイ、マアジ、カワハギ、マサバ） 筏数 9 基
- ・現地での説明・指導を、養殖業者 2 名に当初および期中 1 回ずつ、延べ 4 回実施する。
- ・web での説明・指導を、養殖業者 2 名に期中 1 回ずつ、延べ 2 回実施する。

- ・県からの電話対応を月1回程度実施する。

## (5) 報告会

- ・漁協関係者、養殖業者等に対し、佐賀県唐津市において現地報告会1回を実施する。

## 5 契約上限額

1,346千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 ソフトの仕様

- (1) クラウド上で運用されていること。
- (2) PC、タブレット、スマートフォン等モバイル機器での操作が可能であること。
- (3) 上記「4(4)」のソフトへの入力データは、養殖業者相互間で秘匿されるものの、県は両者のソフト入力内容の確認ができるようなユーザー管理（アカウント設定等）が可能であること
- (4) 種苗導入時の導入日、魚種、種苗由来、種苗ロット番号、輸送方法、種苗の体長及び体重、導入尾数等の種苗導入記録が登録できること。
- (5) 以下の項目の登録が可能であり、各項目の入力時に入力項目のあらかじめの表示、もしくはプルダウンでの選択が可能であること。
  - ・養殖魚種名
  - ・漁場名、漁場の所在地
  - ・生簀毎の生簀名、形状、網の素材、規格（縦・横・深さ）等
  - ・生簀周辺の任意の漁場環境（水深別水温、塩分、溶存酸素量、天気等）
  - ・随時の体長および体重測定結果
  - ・原因作業日のへい死尾数およびそのへい死理由
  - ・仕入れ先、出荷先
  - ・作業日の作業内容等
- (6) 養殖管理における投与物（飼料、栄養剤、薬剤）のすべての名前及び単価が登録できるとともに、入力時にプルダウンにより選択入力が可能であり、投与量を入力後の投与経費の算出が自動であること。
- (7) 養殖管理にかかる間接経費のすべての項目及び単価が登録でき、入力時にプルダウンにより選択入力が可能であること。
- (8) 上記「(4)～(7)」は生簀毎の入力が可能であり、生簀毎の日毎の入力内容が確認できること。
- (9) 上記「(4)～(8)」のデータを基に、生簀毎、もしくは導入種苗ロット毎での飼育日数、生残尾数、へい死尾数、歩留り、直近測定体重、総重量、餌料費、栄養剤費、薬剤費、間接経費、経費計、一尾当たり経費、出荷尾数、出荷金額、出荷原価、出荷原価累計等について、任意の年月日での累計集計、日次集計および月次集計が自動で可能であること。
- (10) 上記「(4)～(8)」のデータを基に、養殖履歴記録が自動で可能であること。
- (11) 生簀の分養をする際、分養元生簀の分養実施年月日時点の各種データについて、分養先生簀への分養尾数を基にした分養先生簀への比率算出移行が自動で行われるとともに、分養先での

各項目の新規入力データの自動での累積保存が可能であること。

## 6 報告書等

受託事業者は、委託業務完了後、すみやかに完了報告書、業務報告書等の関係書類、請求書を提出すること。

## 7 委託料の支払 完了払

## 8 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては県と協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る関係者からの質問・照会等に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (2) 仕様書に記載のない事項、又は仕様書について疑義が生じた場合については、県と受託者が十分に協議し、県の下承を得て決定することとし、受託者はその決定を遵守して業務を遂行しなければならない。
- (3) 業務の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- (4) 業務遂行にあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」および別記「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。
- (5) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により県の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関する受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (6) 本委託業務において、収集および集積したデータ、そのデータを基にした本事業の成果物の著作権については、全て県に帰属する。県は本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。

## 別記（情報セキュリティ対策）

### 情報セキュリティ対策特記事項

#### （基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

#### （守秘義務）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### （目的外利用・提供の禁止）

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### （適正管理）

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

#### （複写又は複製の禁止）

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### （資料等の返還等）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### （事故発生時における報告義務）

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### （報告、監査及び検査）

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

#### （業務従事者への周知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

### (事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

### (再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
  - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
  - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記様式

個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

佐賀県玄海水産振興センター  
所長 山浦 啓治 様

所在地  
受託者 商号又は名称  
代表者職氏名

令和7年度養殖情報管理のDX化及び情報を用いた飼育管理の高度化業務委託に関する  
個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

|           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 個人情報管理責任者 | (所属・役職) | (氏名) |
| 作業責任者     | (所属・役職) | (氏名) |

2 事務取扱担当者に関する事項

|                |  |
|----------------|--|
| 部署名            |  |
| 事務名<br>(事務担当者) |  |

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 作業場所               |              |
| 保管場所及び保管方法         |              |
| 盗難、紛失等の<br>事故防止措置等 | (具体的に記入すること) |